

東京都特別支援教育推進計画（第二期） 第二次実施計画

～共生社会の実現に向けた特別支援教育の推進～



本冊子の表紙、裏表紙、中扉に第6回東京都特別支援学校アートプロジェクト展（令和4年1月5日～1月16日）に展示された全51作品を掲載しています。

- * 東京都教育委員会は、都内の特別支援学校に在籍する児童・生徒が制作した芸術作品を発信する機会を設けることにより、芸術活動への意欲喚起や才能の早期発見と伸長を図るとともに、広く都民の障害者への理解促進に取り組んでいます。

掲載場所	作品名	氏名	学校名・学部・学年
表紙上段左	せかいで 1ぴき かぶとむし	中島 健太	都立葛飾盲学校小学部 1年
表紙上段中央	ワニ	高木 昌平	都立足立特別支援学校高等部 3年
表紙上段右	お茶にしましょう	黒沢 陽菜乃	都立八王子盲学校小学部 5年
表紙中段左	富士山が見える街	南波 茉奈	都立八王子東特別支援学校高等部 1年
表紙中段右	空と海	伊藤 大希	都立鹿本学園中学部 2年
表紙下段左	木に宿りし珍獣たち	宮本 平	都立王子特別支援学校中学部 2年
表紙下段右	三蛇と猿	鈴木 瑛輝	都立立川ろう学校高等部 2年

はじめに

東京都教育委員会は、東京都における特別支援教育推進の基本的な方向を示す「東京都特別支援教育推進計画」（平成16年11月）及び「東京都特別支援教育推進計画（第二期）」（平成29年2月）を策定し、計画の基本理念である共生社会の実現に向け、特別支援学校、小学校、中学校及び都立高校等の全ての学びの場において特別支援教育の充実を図ってきました。東京都特別支援教育推進計画（第二期）の第一次実施計画では、知的障害特別支援学校の適正規模・適正配置を進めるとともに、発達障害教育推進のため、都内公立小・中学校の全校に特別支援教室を導入してきました。また、都立高校等においても、国の通級による指導の制度化を踏まえ、パイロット校での検証を行い、導入に向けた準備を進めるなど、学びの場を整備してきました。

今後は全ての学びの場において、子供一人一人の違いを個性として受け止めながら、障害による困難さのために支援を必要とする子供たちへの指導・支援を充実していくことがさらに重要になってきます。

また、情報技術の急速な進展により、人々のコミュニケーションや社会経済活動の範囲が拡大するなどの社会状況の変化等により、共生社会の実現に向けたインクルーシブな教育の推進や、医療的ケアを必要とする子供たちに対する支援の充実、障害の状態等に応じたデジタル活用の推進等について、教育的ニーズが高まっています。

こうしたことから、東京都教育委員会では、令和3年11月に、これまでの東京都における特別支援教育の歩みや社会状況の変化等を踏まえ、これからの特別支援教育推進の考え方等を公表し、多くの方から様々な御意見をいただきました。

子供たちからの声も含め、いただいた皆様の意見も参考に、具体的な事業について検討し、東京の特別支援教育の一層の充実に向けて、「東京都特別支援教育推進計画（第二期）第二次実施計画」を策定しました。

東京都教育委員会は、本実施計画を着実に推進し、共生社会の実現に向けて、障害のある幼児・児童・生徒の自立と社会参加を目指し各施策に取り組んでまいりますので、保護者の方々をはじめ、教育関係者、都民の皆様の一層の御理解、御支援をいただきますよう、お願い申し上げます。

令和4年3月

東京都教育委員会

目 次

第1部 第二次実施計画の基本的な考え方

第1章 東京都特別支援教育推進計画（第二期）の策定	
1 東京都における特別支援教育に関する計画の策定と取組	3
2 東京都特別支援教育推進計画（第二期）の策定	5
第2章 第二次実施計画の策定	
1 東京都を取り巻く状況の変化	12
2 第二次実施計画策定の考え方	18
3 第二次実施計画の計画期間	23
4 国、都、区市町村が一体となった特別支援教育の推進	23
5 第二次実施計画における施策の体系	27

第2部 第二次実施計画の具体的な展開

第1章（施策の方向性Ⅰ） 特別支援学校における特別支援教育の充実	
1 主体的・積極的な社会参画に向けた個に応じた指導・支援の充実	34
2 多様な教育ニーズに応える特色ある学校づくりの推進	50
3 質の高い教育を支える教育環境の整備・充実	67
第2章（施策の方向性Ⅱ） 小学校、中学校及び都立高校等における特別支援教育の充実	
1 小学校、中学校における特別支援教育の充実	82
2 都立高校等における特別支援教育の充実	96
第3章（施策の方向性Ⅲ） 変化・進展する社会に対応した特別支援教育の推進	
1 デジタルを活用した教育活動の展開	108
2 変化する社会において自立して生きるための力の育成	118
3 豊かな心と健やかな体を育むためのスポーツ・芸術教育等の推進	125
第4章（施策の方向性Ⅳ） 特別支援教育を推進する体制の整備・充実	
1 専門性の高い教員の確保・育成	136
2 学校や区市町村に対する総合的な支援体制の充実	149
3 関係機関等との連携強化及び特別支援教育の理解促進	163

別添

1 第一次実施計画の実施状況報告	174
2 参考資料	191

第 1 部

第二次実施計画の基本的な考え方

第 1 章 東京都特別支援教育推進計画（第二期）の策定

第 2 章 第二次実施計画の策定



掲載場所	作品名	氏名	学校名・学部・学年
上段左	わたしの好きな電車	江口 良太	都立足立特別支援学校高等部 3 年
上段中央	水色と黄色い花	岡村 優実	都立あきる野学園高等部 3 年
上段右	深海に光るミツマタヤリウオ	富樫 協介	都立志村学園高等部 3 年
中段左	朝が左で夜が右	西川 莉朱	都立大塚ろう学校小学部 3 年
中段右	キジバト	奥天 久宇	都立多摩桜の丘学園高等部 3 年
下段左	やまのてせん	湯村 康平	都立北特別支援学校中学部 3 年
下段右	物語の中へ	長島 ひとみ	都立八王子盲学校小学部 5 年

第1章 東京都特別支援教育推進計画（第二期）の策定

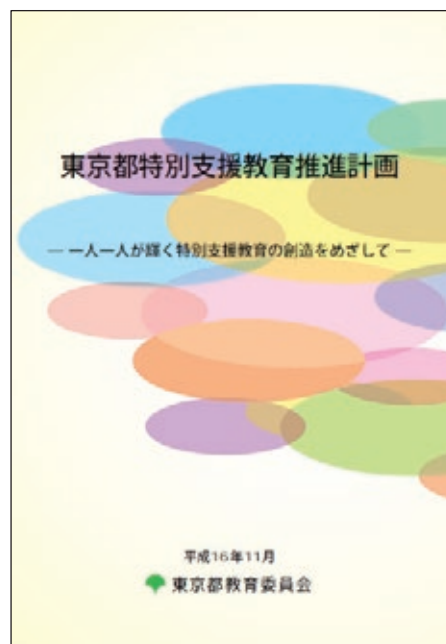
1 東京都における特別支援教育に関する計画の策定と取組

（1）「東京都特別支援教育推進計画」の策定

平成19年4月の学校教育法の一部改正により、従来の「特殊教育（心身障害教育¹）」から「特別支援教育」への転換が図られました。特別支援教育は、発達障害を含めて、特別な支援を必要とする児童・生徒等が在籍する全ての学校において実施されることとされました。

都教育委員会は、平成15年3月に国が示した「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」や平成16年6月の障害者基本法²の改正等を受け、これからの都における特別支援教育の推進に関する展望を明らかにする総合的な計画として、学校教育法の一部改正よりも早い平成16年11月に、平成16年度から平成25年度までの10年間を計画期間（平成22年の第三次実施計画策定時に平成28年度までに延長）とする東京都特別支援教育推進計画を策定しました。

具体的には、第一次実施計画（平成16年度～平成19年度）、第二次実施計画（平成20年度～平成22年度）及び第三次実施計画（平成23年度～平成28年度（注：計画期間を3年延長））に基づき、都立特別支援学校の再編整備、個に応じた指導と支援の充実、発達障害教育の推進、特別支援教育の支援体制の整備など、特別支援学校のみならず、都内公立小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校前期課程（以下「小・中学校」という。）並びに都立高校及び都立中等教育学校後期課程（以下「都立高校等」という。）を含めた全ての学校において特別支援教育の推進に取り組んできました。



¹ 特殊教育と同義。心身障害教育は都独自の名称である。特別支援教育への転換まで、小・中学校に在籍する障害のある児童・生徒への教育を行うために設置する学級を、国は「特殊学級」としていたが、都は「心身障害学級」と呼んでいた。

² 障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(2)「東京都発達障害教育推進計画」の策定

東京都における発達障害教育は、東京都特別支援教育推進計画（平成16年11月）に基づき、特別な支援を必要とする児童・生徒等が在籍する全ての学校において推進してきました。また、通常の学級における発達障害の可能性があると考えられる児童・生徒等の在籍割合などから、全ての公立学校において発達障害教育の充実を図っていくため、平成28年2月に、平成28年度から令和2年度までの5年間を計画期間とする東京都発達障害教育推進計画を策定しました。

この計画において、都内の公立小・中学校全校に特別支援教室³を設置することとし、それまで、通級指導学級で行ってきた特別な指導について、必要とする児童・生徒が在籍校で受けられるようにするとともに、都立高校等では、教育課程外での特別な指導・支援として、土曜日や長期休業期間中に、学校外で実施する「コミュニケーションアシスト講座」を開始するなど、取組を進めてきました。



³ 通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする自閉症者、情緒障害者、学習障害者及び注意欠陥多動性障害者を対象とし、教員が巡回指導することによって、特別な指導を在籍校で受けられるようにするための教室。指導時間は、障害の状態に応じて、週1単位時間から週8単位時間まで（学習障害者及び注意欠陥多動性障害者については月1単位時間から可能）としている。なお、指導上の必要により在籍校以外で指導を受ける方が効果的な児童・生徒は、他校に設置されている特別支援教室で指導を受けることも可能である。

2 東京都特別支援教育推進計画（第二期）の策定

（1）推進計画（第二期）策定の背景

平成 22 年 11 月の東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画の策定以降、障害者や東京都を取り巻く状況は、大きく変化しました。

ア 障害者権利条約の発効

平成 19 年 9 月、我が国は、障害者の権利及び尊厳を保護し、促進するための包括的かつ総合的な国際条約である障害者権利条約⁴に署名して、平成 26 年 1 月に批准し、同年 2 月から国内において発効しています。

障害者の教育については、同条約第 24 条で規定されており、教育についての障害者の権利を認め、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を実現するため、障害者を包容するあらゆる段階の教育制度及び生涯学習を確保することとされています。また、この権利の実現に当たり、障害者が障害に基づいて一般的な教育制度から排除されないことや、個人に必要とされる合理的配慮が提供されること等が定められています。

イ 障害者基本法の改正

我が国では、障害者権利条約の批准に先立ち、平成 23 年 8 月に障害者基本法が改正されました。

障害者の教育については、第 16 条において、「障害者がその年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実に努める等必要な施策を講じなければならない。」と規定されています。

ウ 障害者差別解消法の制定

平成 25 年 6 月には、障害者基本法第 4 条第 1 項及び同条第 2 項を具体化させるため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律⁵（以下「障害者差別解消法」という。）が成立し、平成 28 年 4 月から施行されました。

⁴ 平成 18 年 12 月に国連総会で採択された、障害者に関する初めての国際条約で、市民的・政治的権利、教育・保健・労働・雇用の権利、社会保障、余暇活動へのアクセスなど、様々な分野における取組を締約国に対して求めている。

⁵ 国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として制定された。

同法は、障害を理由とした不当な差別的取扱いの禁止や障害者に対する合理的配慮の提供が、行政機関等の法的義務と定められるなど、障害を理由とする差別解消を推進し、共生社会の実現に資することを目的としています。

エ 発達障害者支援法の改正

発達障害者の支援の一層の充実を図るため、平成 28 年 5 月には、発達障害者支援法⁶が改正され、同年 8 月から施行されました。この改正では、切れ目なく発達障害者の支援を行うことが特に重要であり、教育に関しては、第 8 条において、国及び地方公共団体は「可能な限り発達障害児が発達障害児でない児童と共に教育を受けられるよう配慮」することや、「個別の教育支援計画の作成」及び「個別の指導に関する計画の作成の推進、いじめの防止等のための対策の推進」を行うこと等が新たに規定されました。

オ 中央教育審議会初等中等教育分科会「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」

国では、障害者権利条約第 24 条に規定されたインクルーシブ教育システムの構築に向けた取組が進められ、平成 24 年 7 月には、中央教育審議会初等中等教育分科会により、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」が示されました。

同報告では、共生社会の形成に向けて、障害者権利条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のためには、特別支援教育を着実に進めていく必要があるとされています。

また、インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある児童・生徒等に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に答える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である、としています。小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要であることが示されています。

国は、この中央教育審議会初等中等教育分科会による報告等を踏まえて、平成 25 年 9 月、学校教育法施行令を一部改正し、障害のある児童・生徒等の就学先決定について、区市町村教育委員会が、児童・生徒等の障害の状態

⁶ 発達障害は、従来、身体障害、知的障害及び精神障害の各制度の谷間に置かれ、また、一般の理解が得られず、その発見が遅れ、必要な支援が届きにくい状態となっていたことから、発達障害者が乳幼児期から成人期までの各ライフステージに合った適切な支援が受けられるよう、平成 17 年 4 月から施行された法律

や教育的ニーズを踏まえ、総合的な観点から就学先を決定する仕組みへと変更しました。

カ 都の施策の動向

東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画(平成22年11月)の策定以降、都政の方向性を示す各種計画が策定されました。平成28年12月には、「都民ファーストでつくる『新しい東京』~2020年に向けた実行プラン~」が策定され、その中では、「セーフシティ」、「ダイバーシティ」、「スマートシティ」を実現し、「新しい東京」を創っていくこととされました。また、知事及び教育委員会をもって構成される総合教育会議における検討を踏まえて東京都教育施策大綱が策定され、障害のある子供たちの多様なニーズに応える教育の実現が、重要事項の一つとして位置付けられました。

こうした状況も踏まえ、都教育委員会では、東京都特別支援教育推進計画や東京都発達障害教育推進計画に基づき、就学相談において、本人及び保護者との合意形成を図りながら、一人一人の障害の程度や状態等に即して適切な就学先を決定できるよう、区市町村を支援するとともに、特別支援学校、小・中学校、都立高校等において個に応じた指導・支援を充実するなど、特別支援教育の着実な推進を図ってきました。

その計画期間終了後にも引き続き、特別支援教育を推進していくため、新たな特別支援教育推進のための長期計画として、東京都特別支援教育推進計画(第二期)(以下「推進計画(第二期)」という。)を策定することとしました。

(2) 推進計画（第二期）の策定と基本理念

都教育委員会は、東京都特別支援教育推進計画の計画期間終了後の都の特別支援教育の方向性を示すため、平成29年2月に、平成29年度から令和8年度までの10年間を計画期間とする推進計画（第二期）を策定しました。

また、平成29年度から令和2年度までの4年間を計画期間とする推進計画（第二期）第一次実施計画（以下「第一次実施計画」という。）を併せて策定し、具体的取組の内容や実施時期を明らかにしました。

なお、新型コロナウイルス感染症への対応から、それぞれの計画期間を1年間延長し、推進計画（第二期）は令和9年度まで、第一次実施計画は令和3年度までとしています。

推進計画（第二期）では、障害のある人も障害のない人もともに尊重し合いながら活躍できる社会、共生社会の実現に向け、特別支援教育を更に推進し、障害の種類や程度にかかわらず、より一層社会に参加・貢献できる人材を育成することを基本理念としています。



《基本理念》

共生社会の実現に向け、障害のある幼児・児童・生徒の自立を目指し、一人一人の能力を最大限に伸ばして、社会に参加・貢献※できる人間を育成

※ ここでは、障害のある人々が何らかの形で社会とつながっており、その生きる姿が周囲の人々に様々な形で良い影響を及ぼしている状況を含め、「貢献」と表現している。

（3）推進計画（第二期）の四つの施策の方向性

推進計画（第二期）の基本理念の実現に向け、推進計画（第二期）の施策については、以下の四つの方向性に沿って進めていくこととしています。

《共生社会の実現に向けた全ての学びの場における特別支援教育の充実》

- ・全ての障害のある幼児・児童・生徒が自分らしい生き方を見付け、将来の夢や希望を実現するため、全ての学びの場における指導と教育環境を更に充実

施策の方向性Ⅰ 特別支援学校における特別支援教育の充実

障害のある幼児・児童・生徒の社会参加や社会貢献を円滑に実現できるよう、特別支援学校の指導内容・方法や合理的配慮の提供、基礎的環境整備の充実を図ります。

施策の方向性Ⅱ 小学校、中学校及び都立高校等における特別支援教育の充実

小・中学校及び都立高校等に在籍する障害のある児童・生徒が、障害の状態や教育ニーズに応じた指導・支援を受けられるよう、指導内容・方法や合理的配慮の提供、基礎的環境整備の充実を図ります。

《未来の東京を見据えた特別支援教育の推進》

- ・防災教育やスポーツ・芸術教育など、東京や社会の変化を見据えた教育を新たに推進

施策の方向性Ⅲ 変化・進展する社会に対応した特別支援教育の推進

主権者教育や防災教育、心身の健全育成などの取組を推進するとともに、障害者スポーツや芸術文化への興味・関心を高め、社会に参加・貢献できる人間を育成します。

《特別支援教育を支える基盤の強化》

- ・教員の専門性向上や区市町村教育委員会への支援の充実など、特別支援教育の基盤を一層強化

施策の方向性Ⅳ 特別支援教育を推進する体制の整備・充実

質の高い特別支援教育を推進するため、教員の専門性向上や学校・区市町村への支援の充実、関係機関との連携強化を図るとともに、広く都民の理解を促進する体制を整備します。

(4) 推進計画（第二期）の目指す将来像

推進計画（第二期）では、四つの施策の方向性ごとに目指す将来像を示すとともに、その実現に向けた今後の施策の展開を明らかにしています。

施策の方向性Ⅰ 特別支援学校における特別支援教育の充実

【将来像】

- 特別支援学校に在籍する全ての幼児・児童・生徒が、視野や関心を広げるための教育を受け、自らの将来について明確な目標を持ち、その実現に向けて、生き生きとした学校生活を送っている。
- 全ての特別支援学校において、充実した教育環境の中、幼児・児童・生徒一人一人の障害の種類・程度や多様な教育ニーズに応じた専門性の高い指導・支援が行われ、それぞれの有する能力が最大限に高められている。
- スポーツや芸術など様々な場面における交流活動等を充実することで、特別支援学校と小学校、中学校、都立高校等の幼児・児童・生徒が、お互いに理解し合い、尊重し合う心を育んでいる。

【今後の施策の展開】

- 1 主体的・積極的な社会参画に向けた個に応じた指導・支援の充実
- 2 多様な教育ニーズに応える特色ある学校づくりの推進
- 3 質の高い教育を支える教育環境の整備・充実

施策の方向性Ⅱ 小学校、中学校及び都立高校等における特別支援教育の充実

【将来像】

- 小学校、中学校及び都立高校等に在籍する障害のある児童・生徒が、充実した教育環境の下で、適切な合理的配慮の提供を受けながら、専門性の高い指導・支援によって、着実にその力を伸ばさせている。
- 発達障害のある児童・生徒に対して、切れ目なく、継続性のあるきめ細かな指導・支援が行われ、児童・生徒一人一人が、自尊感情を培いながら、社会で活躍するための力を身に付けている。

【今後の施策の展開】

- 1 小学校、中学校における特別支援教育の充実
- 2 都立高校等における特別支援教育の充実

施策の方向性Ⅲ 変化・進展する社会に対応した特別支援教育の推進

【将来像】

- 主権者教育、防災教育の充実やICT機器の活用など、社会状況の変化に即した特別支援教育を推進することで、障害のある幼児・児童・生徒が、変化する社会に的確に対応しながら、自立して生きるための力が育まれている。
- 障害のある幼児・児童・生徒が、スポーツや芸術活動への取組を通じて自己実現の場を広げ、その才能を十分に発揮するとともに、豊かな心や健やかな体が育まれている。
- 障害のある幼児・児童・生徒が、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に様々な形で関与することを通じて、豊かな国際感覚を醸成し、経験や感動を将来の意欲へとつなげるなど、幼児・児童・生徒一人一人に人生の糧となる掛け替えのないレガシーが残されている。

【今後の施策の展開】

- 1 変化する社会において自立して生きるための力の育成
- 2 ICT機器を活用した教育活動の展開
- 3 豊かな心と健やかな体を育むためのスポーツ・芸術教育等の推進

施策の方向性Ⅳ 特別支援教育を推進する体制の整備・充実

【将来像】

- 特別支援教育に対する意欲に満ちあふれ、教科や自立活動の指導に精通した専門性の高い教員が多教育成されている。
- 都教育委員会及び区市町村教育委員会の相談機能が強化されるとともに、保護者の意向を踏まえながら、客観性や透明性の高い仕組みによる就学・入学決定が行われることで、障害のある幼児・児童・生徒が、その能力を最大限に伸ばすることができる学校で学んでいる。
- 保護者や地域に信頼される学校づくりの取組や教育、保健、医療、福祉、労働など関係機関等との連携が充実するとともに、地域や都民の共生社会への理解が進むことで、障害のある幼児・児童・生徒を、社会全体で支援する体制が強化されている。

【今後の施策の展開】

- 1 専門性の高い教員の確保・育成
- 2 学校や区市町村に対する総合的な支援体制の充実
- 3 関係機関等との連携強化及び特別支援教育の理解促進

第2章 第二次実施計画の策定

1 東京都を取り巻く状況の変化

(1) 社会状況の変化

情報技術の急速な進展により、人々のコミュニケーションや経済活動のポータレス化が加速度的に進む一方で、世界的な新型コロナウイルス感染症の拡大により社会活動等の一部が一時的に抑制され、また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されるなど、社会状況は大きく変化し教育を取り巻く環境も大きく変わっています。この間、国において様々な動きがありました。

ア 学習指導要領の改訂

国は、平成29年に告示した特別支援学校学習指導要領等の改訂において、インクルーシブ教育システムの推進により、障害のある子供たちの学びの場の柔軟な選択を踏まえ、特別支援学校の教育課程について幼稚園、小学校、中学校の教育課程との連続性を重視することを示しました。そのため、特に知的障害のある児童・生徒等のための各教科等の目標や内容について、幼稚園や小学校、中学校の各教科等とのつながりに留意し、特別支援学校の小・中学部の各段階に目標を設定したり、小学校学習指導要領又は中学校学習指導要領における各教科等の目標及び内容の一部を取り入れることができるよう規定するなど、学びの連続性を重視した対応が図られています。

イ GIGAスクール構想

国では、学習指導要領の実施を見据え、児童・生徒一人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子供を含め、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境の実現を目指すGIGAスクール構想を進めていました。

令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症のまん延による学校の一斉臨時休業等を受け、GIGAスクール構想が前倒しになるなど、小・中学校におけるデジタル活用による教育の基盤整備が急速に進められました。

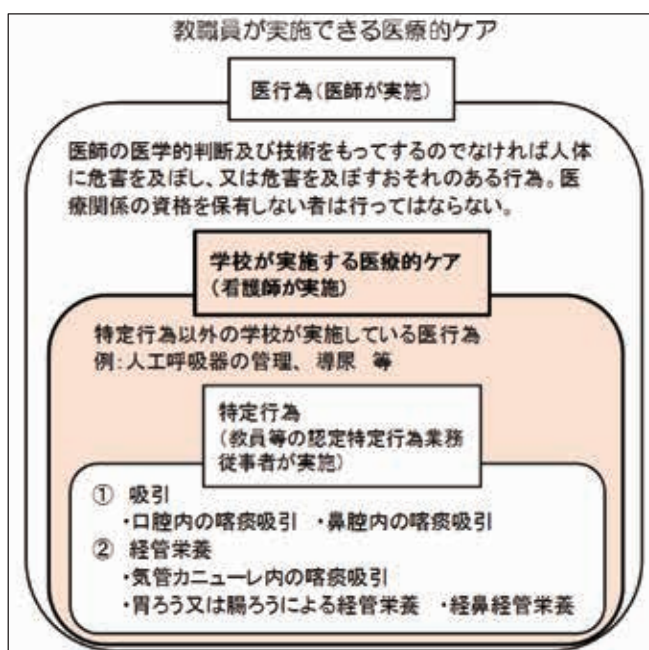
ウ 中央教育審議会答申『令和の日本型学校教育』の構築を目指して

令和3年1月の中央教育審議会答申『令和の日本型学校教育』の構築を目指して」において、新時代の特別支援教育の在り方についての基本的な考え方として、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に教育を受けられる条件整備、障害のある子供の自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備を着実に進めていく必要があるとされました。

特別支援教育の在り方として、障害のある児童・生徒等の学びの場の整備・連携強化、特別支援教育を担う教師の専門性向上や関係機関との連携強化による切れ目ない支援の充実が求められています。

エ 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行

教育条件の整備に関して、医療的ケア⁷を必要とする児童・生徒等（以下「医療的ケア児」という。）とその家族に対する支援について、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律⁸（以下「医療的ケア児支援法」という。）が、令和3年9月に施行されました。その基本理念に、医療的ケア児が医療的ケアを必要としない児童・生徒等と共に教育を受けられるよう最大限に配慮しつつ適切に医療的ケアに係る支援が行われるなど、社会全体で支えることが示されました。



⁷ 都立学校における医療的ケアとは、医行為のうち、経管栄養及びたんの吸引など日常生活に必要とされる生活援助行為としている。治療行為として実施する医行為とは区別している。

⁸ 令和3年9月に施行された法律で、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、保育・教育の拡充に係る施策等や医療的ケア児支援センターの指定等について定めることにより、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資し、もって安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(2) 東京都の動向

ア 「未来の東京」戦略の策定

都は、持続可能な「未来の東京」を切り拓くため、令和3年3月に「未来の東京」戦略を策定しました。「未来の東京」戦略では、東京で働き、暮らす誰もが、共に交流し、支え合う共生社会「インクルーシブシティ東京」を実現するため、様々な場で多様な人が共に支え合う環境づくりを推進するとともに、一人ひとりがお互いを認め合い、尊重し合う社会の実現を目指しています。



また、新たな「東京型教育モデル」推進プロジェクトでは、障害の有無にかかわらず、個々の教育的ニーズに的確に応え、多様な学びの場を備えたインクルーシブな教育を推進することとしています。

新たな「東京型教育モデル」推進プロジェクト

- 子供の学び方や教員の教え方を大きく転換する新たな「東京型教育モデル」の推進により、一人ひとりの個性や能力を最大限に伸ばし、誰一人取り残さないきめ細かな教育を実現

戦略2 子供の「伸びる・育つ」応援戦略

東京の強みを活かし、子供目線を大切にする「学び」への転換

学び方・教え方・働き方を転換する教育のデジタル化

「教員の経験知」とテクノロジーのベストミックス
学校での学習と家庭でのオンライン学習を活用した学習のハイブリッド化
個別最適化された学びや主体的・対話的な学びへ
詳細は「TOKYOスマートスクール・プロジェクト」へ

外部人材の積極的活用

専門性が高く授業を実施できる外部人材を講師として活用
【活用例】外国語教育、プログラミング教育等
特に教職に高い適性がある者を対象に特別免許状を授与できるルートを確立

小学校教科担任制の導入

推進校において、高度な指導力が求められる理科・体育について専科教員が授業を実施
⇒ 導入学年や対象教科等の拡充を順次検討
⇒ 併せて研究開発協議会を立ち上げ、オンラインを活用した教育活動の事例を研究・開発

教員の資質向上

オンライン研修の導入により、研修の質向上・子供と向き合う時間を確保
教職大学院等への派遣により、指導理念や優れた実践力等を習得 など

一人ひとりの個性や能力を最大限に伸ばす学び

■ Society 5.0時代を切り拓くイノベーション人材の育成
✓ STEAM教育などを通じ自らの人生を主体的に生き抜く力を育むとともに、AI・IoT等を駆使して新たなイノベーションを生み出すことのできる人材を育成

■ 専門的職業人材の育成
✓ 急速に進む技術革新に対応した新たな工業高校の姿を明らかにし、東京のものづくりを担う専門的職業人材を育成
⇒ 詳細は「Society 5.0時代の人材育成プロジェクト」へ

■ 子供の意欲に応え能力を伸ばす高大連携教育プログラムの推進
✓ 様々な分野に特色・強みをもつ各大学と連携した、教育プログラムを展開
【連携大学例】東京都立大学、東京農工大学、電気通信大学、東京学芸大学

■ 子供・若者の起業家精神の醸成
✓ 小中学校の教育方針に沿った起業家教育プログラムの策定支援
✓ 実際に法人設立を目指す高校生向けの養成プログラム等を実施

■ 世界に羽ばたきグローバルに活躍する人材の育成
✓ 外国人の子供との学びや海外での実体験等を通じて、高度な語学力と豊かな国際感覚を身に付けるプログラムを展開
⇒ 詳細は「GLOBAL Studentプロジェクト」へ

誰一人取り残さないきめ細かな教育

■ インクルーシブな教育の推進
✓ 障害の有無や国籍等にかかわらず、個々の教育的ニーズに的確に応え、多様な学びの場を備えたインクルーシブな教育を推進

■ 子供たちの心身の健やかな成長に向けたサポート
✓ 子供たちの臨みにきめ細かく応え、不登校児童・生徒の学習機会を確保するなど、学校や社会全体で成長を支援
⇒ 詳細は「学校や社会全体で子供を支えるプロジェクト」へ

■ 幼小の接続を円滑にする連携プログラムの展開
✓ 就学前教育と小学校教育の一面の円滑な接続を図るため、区市町村と協働研究を実施し、幼小連携プログラムを開発・展開

■ 自ら考え課題解決につなげる探究的な学びを展開
✓ 都立高校において、探究的な学びを通じて地域社会が抱える課題の解決を図り、地域の将来を担う人材を育成
✓ 指定校を中心とした大学、企業等によるコンソーシアムを構築し、専門的な知見を活用した研究活動を推進
【探究課題の例】
● 安全なまちづくりと防災
● 地場産業の振興と地域への就労 など

新たな東京型教育モデル

～個性や能力に向き合いきめ細かくサポート～



【新たな「東京型教育モデル」推進プロジェクト】※政策企画局「『未来の東京』戦略」より引用

イ 東京都教育施策大綱の策定

今後の都における教育施策の基本的な方針を示す、新たな東京都教育施策大綱を令和3年3月に策定し、「東京の目指す教育」として「誰一人取り残さず、すべての子供が将来への希望を持って、自ら伸び、育つ教育」を実現するために東京型教育モデルを実践していくこととしました。

都では、「教育のインクルージョンの推進」として、柔軟な仕組みによる多様な学びの場を創出し、多様な個性を持つ子供たちが互いを認め、尊重し合いながら学ぶ環境を整備していくこととしています。



ウ 東京都こども基本条例の制定

都は、令和3年4月に、こどもの笑顔があふれる社会の実現に向けた基本理念及び東京都が取り組むべき施策の基本となる事項を定めた東京都こども基本条例を制定しました。

その基本理念には、「全てのこどもが、今と将来への希望を持って伸び伸びと健やかに育っていけるよう、社会全体でこどもを育む環境を整備していかなければならない。」ことが示され、「こどもの学び、成長の支援」や「こどもの意見表明と施策の反映」などの事項が設けられています。

エ 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催とオリンピック・パラリンピック教育のレガシー

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会は、新型コロナウイルス感染症対策のために 1 年延期、そして無観客という前例のない大会となりましたが、困難な状況の中でも様々な工夫により開催され、共生社会への機運を一層広げていくことが確認されました。

都教育委員会は、この東京 2020 大会を子供たちの人生にとってまたとない重要な機会と捉え、平成 28 年度から、「東京都オリンピック・パラリンピック教育」を都内の全公立学校で実施してきました。各学校では、アスリートとの交流、国際交流、文化芸術体験、ボランティア活動など、創意工夫あふれる多様な取組を実施し、子供たちは、「ボランティアマインド」、「障害者理解」、「スポーツ志向」「日本人としての自覚と誇り」、「豊かな国際感覚」などの様々な資質を身に付けました。

「東京都公立学校パラスポーツ交流大会」においては、多くの特別支援学校の子供たちと小・中学校や都立高校等の子供たちが、ボッチャ大会、フロアバレー大会で交流し、障害者スポーツへの理解を深めました。

東京 2020 大会期間中においては、感染症対策や熱中症への安全対策を徹底して、子供たちが競技会場で競技観戦を行いました。暑さ対策として、クールスポットの設置や遮光ボード等の配布を行うとともに、感染症対策として、貸切バスでの移動や、座席間隔の確保等を行いました。さらに、特別支援学級や特別支援学校の子供たちに対しては、引率教員の増員、実態に応じた会場内外の特別な動線の設定、車いす席の確保等の対策を講じて、競技会場において直接競技観戦を行いました。

また、最新テクノロジーを使用し、競技会場にいるような疑似体験を、特別支援学校の校内で実施しました。

今後は、共生社会の実現に向けて、各学校が設定する「学校 2020 レガシー」を、家庭や地域等と連携を図りながら、長く続けていく教育活動として推進していく必要があります。

都立特別支援学校での取組



【募金活動の様子】



【ボッチャによる学校間交流】



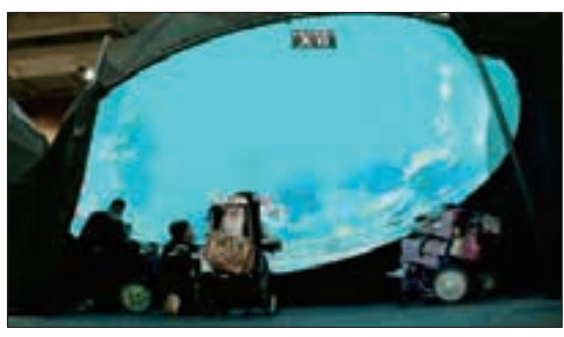
【文化（書道）の取組】



【東京 2020 大会聖火リレーに参加】



【東京 2020 大会パラリンピック
開会式に参加】



【バリアフリーVR観戦】



【子供たちから選手への応援メッセージ】



【マスコットロボットとの交流】

2 第二次実施計画の策定の考え方

ともに学び支え合う共生社会「インクルーシブシティ東京」の実現に向け、東京都教育施策大綱に示されたように、多様な個性をもつ全ての子供が自ら伸び、育つためには、誰一人取り残さず、子供たちのもつ力や伸びようとする意欲を引き出すことが必要です。

障害のある児童・生徒等一人一人の能力を最大限に伸ばし、それぞれの状況に応じた自立と社会参加を促進するためには、子供たちにとって最適な学びの場につながり就学相談機能の充実や、一人一人の教育的ニーズに応える指導を提供できる多様な学びの場の充実・整備とともに、障害のある児童・生徒等と障害のない児童・生徒等の交流及び共同学習の促進を、着実に進めていくことが重要です。

推進計画（第二期）は、障害のある児童・生徒等も障害のない児童・生徒等もともに学び、互いに理解を深められる共生社会の実現を目指して策定しました。

東京都特別支援教育推進計画（第二期）第二次実施計画（以下「第二次実施計画」という。）においては、「未来の東京」戦略や東京都教育施策大綱も踏まえつつ、長期計画である推進計画（第二期）の理念を基礎とし、デジタルを活用した教育など、社会状況等の変化に対応した施策を進めることで、全ての学びの場における特別支援教育の充実を図っていきます。



(1) これまでの成果に立脚した特別支援教育の更なる充実

第一次実施計画に基づく施策の展開により、都立特別支援学校の再編や、指導内容の充実、教育条件の整備など、都の特別支援教育は着実に進展・充実しています。

一方で、都立特別支援学校の規模と配置の適正化、都立高校等における通級による指導の実施に当たっての教員の一層の理解促進、障害者スポーツを活用した交流の推進など、特別支援教育の充実に向けた取組を一層推進する必要があります。

第二次実施計画においては、これまでの取組の成果を踏まえながら、強化・充実を図っていきます。

なお、第一次実施計画の実施状況報告は別添として巻末に記載しています。

(2) 新たな将来推計に基づく教育環境の整備

特別支援教育の進展に伴い、特別支援学校や小・中学校の特別支援学級等に在籍する児童・生徒数は増加傾向が続いています。今後の特別支援教育の充実を図る上では、その対象となる障害のある児童・生徒等の将来の人口推計が重要となります。

都教育委員会では、第二次実施計画の策定に当たり、特別支援学校の在籍者数及び小・中学校の特別支援学級等の在籍者・利用者数に関する推計を行いました。その結果は、下表のとおりです。

(単位：人)

学校・障害種別	令和 3年度 (実数)	令和 6年度	令和 9年度	令和 13年度
特別支援学校*1	13,045	14,529	15,460	15,832
視覚障害	230	243	241	233
聴覚障害	654	662	652	629
肢体不自由	2,055	2,128	2,093	2,008
知的障害	9,901	11,263	12,247	12,747
病弱	205	233	227	215
小・中学校*2	45,183	57,306	62,519	62,225
知的障害（特別支援学級）	11,247	12,443	12,684	12,056
情緒障害等（特別支援教室）	29,048	39,103	43,471	43,831
その他	4,888	5,760	6,364	6,338

*1 区立特別支援学校を含む。 *2 義務教育学校及び中等教育学校を含む。

特別支援学校の推計値を見ると、令和3年度の在籍者数（実数）が、13,045人ですが、令和13年度には、約15,800人にまで増加する見込みとなっています。特に、知的障害特別支援学校の在籍者数については、今後10年間で約2,800人増加することが見込まれています。

また、小・中学校の特別支援学級等の推計値を見ると、令和3年度の在籍者・利用者数（実数）は、45,183人ですが、令和13年度には、約62,200人となる見込みとなっています。

推進計画（第二期）の計画期間は令和9年度までとしておりますが、知的障害特別支援学校等の在籍者数が令和9年度以降も増加することなどを見据えて、取組を進める必要があります。

都教育委員会では、こうした推計結果を基に、国が令和3年9月に公布した特別支援学校の設置基準も踏まえ、障害のある児童・生徒等の教育環境の充実を図るため、特別支援学校の適正規模・適正配置などの取組を、今後も着実に進めていきます。

（3）変化に対応した特別支援教育の推進

ア インクルーシブな教育の推進

新時代の特別支援教育の在り方について、令和3年1月の中央教育審議会答申では、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に教育を受けられる条件整備や、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校などの連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備を進めていく必要性が示されました。

また、都の「未来の東京」戦略では、東京で働き、暮らす誰もが、共に交流し、支え合う共生社会「インクルーシブシティ東京」を実現するため、多様な人が共に支え合う環境づくりを推進するとともに、一人一人が互いを認め合い、尊重し合う社会を実現することを目指しています。さらに、東京都教育施策大綱においても、柔軟な仕組みによる多様な学びの場を創出することなど、教育のインクルージョンの推進を特に重要な事項の一つとして示しています。

こうした国の動向や東京都の戦略を踏まえ、柔軟な仕組みによる多様な学びの場を整備・充実し、子供たち一人一人の能力を最大限に伸ばしながら、多様な個性を持つ子供たちが互いを認め、尊重し合いながら学ぶ環境を整えていく必要があります。

イ 医療的ケア児への支援の充実

医療技術の進歩や在宅医療の普及を背景に、医療的ケア児は増加傾向にあり、肢体不自由以外の特別支援学校、小・中学校や都立高校等にも医療的ケア児が在籍している状況があります。都教育委員会では、学校設置者とし

て、都立学校において、安全な医療的ケアを実施できる体制を整備するため、非常勤看護師の配置を進めるとともに、人工呼吸器管理などの高度な医療的ケアについてのガイドライン等を策定してきました。

令和3年9月には、医療的ケア児支援法の施行により、医療的ケア児が保護者の付添いなく学校教育を受けられるようにするための地方公共団体及び学校設置者の責務が法的に位置付けられました。法の趣旨も踏まえ、引き続き、学校における医療的ケアの実施体制の整備を着実に進めていく必要があります。

ウ デジタルを活用した特別支援教育の推進

国のGIGAスクール構想や都教育委員会の「TOKYOスマート・スクール・プロジェクト⁹」によって、義務教育段階の児童・生徒の一人1台端末の配備や校内無線LANの整備が急速に進められました。都教育委員会では、都立特別支援学校の小・中学部への一人1台端末の配備を令和2年度に完了し、校内無線LANの整備を令和3年度に完了しました。

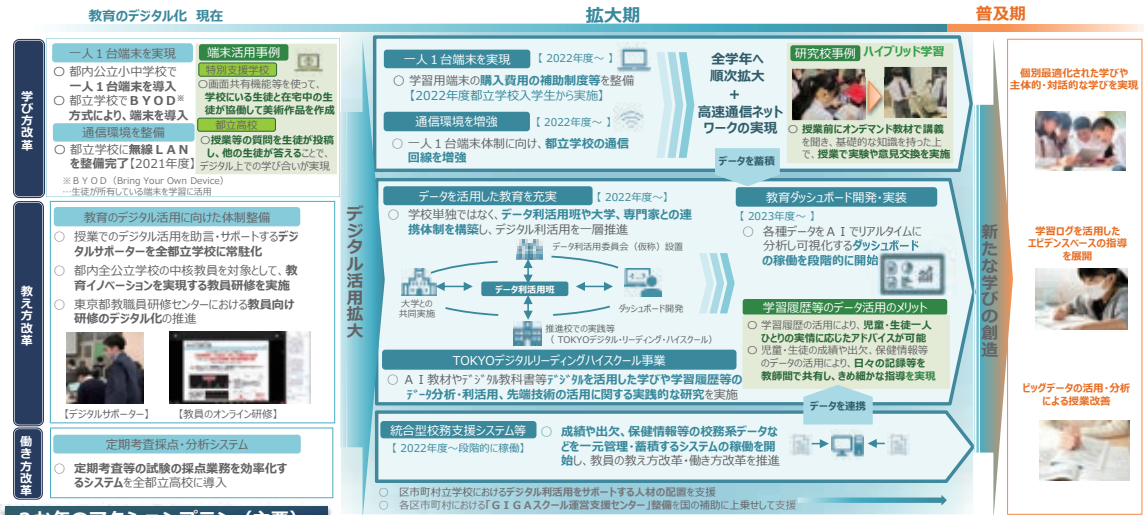
障害のある児童・生徒にとって、こうしたデジタル環境の整備は、学習活動やコミュニケーションのための支援となることが期待されています。特別支援学校では、今後、高等部の生徒についても一人1台端末の環境整備を進めるなど、デジタル機器や通信ネットワーク環境を着実に整備していく必要があります。

また、デジタルを活用し、児童・生徒の学びの充実を図るためには、教員の教え方を改善・充実していくことが重要なことから、デジタルを活用した指導方法や内容を充実するための検討を進めていきます。

⁹ 子供たちの学ぶ意欲に応え、子供たちの力を最大限に伸ばすためのトータルツールとして、教育のDX（デジタルトランスフォーメーション）を強力に推進するプロジェクト。教育のDXを推進することで、「学び方改革」、「教え方改革」、「働き方改革」の3つの改革を実現することを目指している。

- 一人1台端末等の整備を都立高校全校に展開するとともに、データ活用の研究や統合型校務支援システム等の稼働を開始し、子供たちの学ぶ意欲に応え、子供たちの力を最大限に伸ばすための体制を強化

TOKYOスマート・スクール・プロジェクト



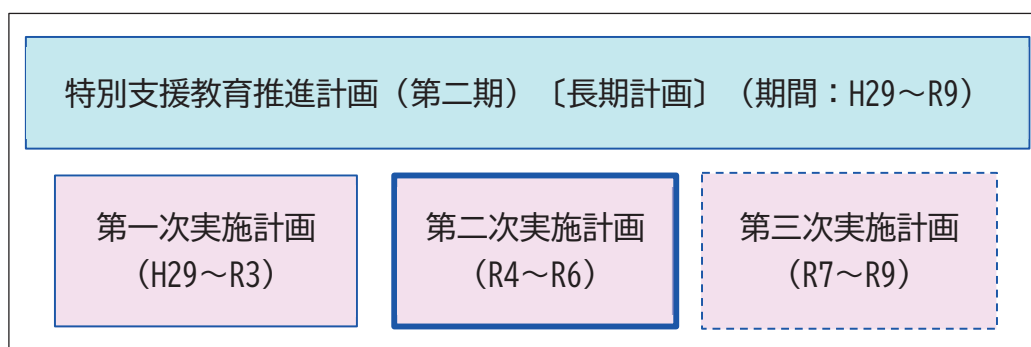
3か年のアクションプラン (主要)

具体的な取組 (主要)	2021年度末 (見込み)	年次計画		
		2022年度	2023年度	2024年度
学び方改革	生徒所有方式による端末整備に向けた仕組みの構築	生徒所有方式による端末整備【1・2年】	生徒所有方式による端末整備【1・2・3年】	生徒所有方式による端末整備【全学年】
教え方改革	教育用タッチボードの調査・研究・開発		開発・稼働・拡充	
働き方改革	統合型校務支援システム 設計		段階的に稼働	

【TOKYOスマート・スクール・プロジェクト】※政策企画局「未来の東京」戦略 version up 2022 より引用

3 第二次実施計画の計画期間

長期計画である推進計画（第二期）の計画期間は、平成29年度から令和9年度までの11年間で、第一次実施計画の計画期間は、平成29年度から令和3年度までの5年間で、今回の第二次実施計画の計画期間は令和4年度から令和6年度までの3年間とします。



4 国、都、区市町村が一体となった特別支援教育の推進

都教育委員会は、推進計画（第二期）の策定時に、国の動向を踏まえつつ、区市町村との適切な役割分担の下で、特別支援教育の充実を図っていく考え方を示しました。第二次実施計画においても、引き続き適切な役割分担の下でそれぞれの施策を推進していきます。

（1）都教育委員会の役割

都教育委員会は、全ての公立学校における特別支援教育を充実するため、区市町村教育委員会や各学校における実態を踏まえつつ、障害のある児童・生徒等の能力を最大限に伸長する上で最も効果的な方法により、様々な事業を展開していきます。

また、特別支援教育を推進するための体制整備として、特別支援学校のみならず、小・中学校及び都立高校等を含めた教員全体への理解の浸透と専門性の向上を図るほか、乳幼児期から学校卒業後の自立までを見据えて、教育分野だけでなく、保健・医療・福祉・労働等の各関係機関との連携を推進していきます。

さらには、ともに学び支え合う共生社会を実現するため、社会全体の理解を一層促進していきます。

こうした観点とともに、国におけるインクルーシブ教育システムの構築に向けた動向、学習指導要領の改訂の基本的な考え方等も踏まえ、第二次実施計画に基づく施策を的確・迅速に進め、都における特別支援教育の更なる充実を図っていきます。

(2) 区市町村教育委員会の役割

区市町村教育委員会は、第二次実施計画の趣旨や各施策の方向性を十分に踏まえ、全ての学校・学年・学級に特別な指導・支援を必要とする児童・生徒が在籍するとの認識の下、各自治体における特別支援教育の充実・発展に努めていく役割を担っています。

具体的には、小・中学校における発達障害のある児童・生徒に特別な指導を行うための特別支援教室の全校導入等に伴い、適切な運営や指導内容・方法を充実していくことや、医療的ケア児支援法の施行により、法の趣旨を踏まえた実施体制を整備していくことなどが求められます。

また、特別支援学級において、質の高い教育を実践していくためには、特別支援学級担任の専門性の向上が不可欠であり、特別支援教育担当指導主事¹⁰等による学校への積極的な支援により、指導力の向上を図っていくことが重要です。

さらに、障害のある児童・生徒等にとって、入学、進級などの機会に障害の状態等に即した最も適切な就学先を決定できるようにするためには、就学相談等の機能強化や保護者等への情報提供の充実などを更に推進する必要があります。

加えて、小・中学校に就学した障害のある児童・生徒に適切な指導・支援を行うためには、全ての教職員の特別支援教育への理解に基づく、合理的配慮の適切な提供や、その基礎となる教育環境の一層の充実を図ることが求められます。

こうした観点から、各区市町村教育委員会においては、都教育委員会との緊密な連携の下、障害のある児童・生徒等への支援体制の整備を図っていくことが望まれます。

¹⁰ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 18 条の規定に基づき教育委員会事務局におかれる職員。学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事する。

(3) 都立特別支援学校の役割

都立特別支援学校は、障害のある児童・生徒等一人一人の教育ニーズに応じた適切な指導・支援を充実させることで、児童・生徒等の自立や社会参加を実現していくため、校長を中心として、全ての教職員が高い専門性を発揮できる指導体制を構築することが引き続き求められます。

また、特別支援学校は、地域における特別支援教育のセンター的機能¹¹の発揮という重要な役割を担っています。全ての学びの場における教育を充実させていくためには、都立特別支援学校が蓄積した専門的な知識や技能を用いて、区市町村教育委員会をはじめとする関係機関と連携を深めながら、地域の幼稚園や保育所、小・中学校及び都立高校等における特別支援教育の充実を支援していくことが、一層求められます。

さらに、副籍制度¹²等により、都立特別支援学校と小・中学校との間で、交流及び共同学習を充実させるなど、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒がともに学ぶ場を多く創出していくことも必要です。

こうした取組を進めることにより、障害のある児童・生徒等の地域での生活の充実を図るとともに、将来の自立と社会参加を図るための職業教育を一層充実させていくことや、デジタルを活用した効果的な指導方法等を確立させていく必要があります。

(4) 小・中学校及び都立高校等の役割

小・中学校及び都立高校等は、発達障害を含めた障害のある児童・生徒が多数在籍している状況を踏まえて、障害に応じた指導・支援等の更なる充実を図ることが求められます。

小・中学校では、通常の学級、特別支援学級や特別支援教室を含む通級による指導において、障害の種類と程度に即した適切な指導・支援を行うことができるよう、体制の整備を図る必要があります。都立高校等では、新たに仕組みが導入された通級による指導を在籍学級での指導・支援に効果的に活用することが必要です。

¹¹ 特別支援学校が、地域の幼稚園や小・中学校、高校等における特別支援教育の推進・充実に向けて、各学校や区市町村教育委員会等の要請に応じて必要な助言や援助を行う機能のこと。学校教育法第74条では、「特別支援学校においては、(略)、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の要請に応じて、第81条第1項に規定する幼児、児童又は生徒の教育に関し必要な助言を行うよう努めるものとする。」と規定されている。

¹² 特別支援学校の小・中学部に在籍する児童・生徒が、居住する地域の区市町村立小・中学校に副次的な籍（副籍）を持ち、直接的な交流（小・中学校の学校行事や地域行事等における交流、小・中学校の学習活動への参加等）や間接的な交流（学校・学年・学級だよりの交換等）を通じて、居住する地域とのつながりの維持・継続を図る制度

そのためには、小・中学校の特別支援学級担任や都立高校等の通級による指導の担当教員の専門性の向上はもとより、全ての教職員が特別支援教育に関する正しい知識を身に付け、校長のリーダーシップの下、特別支援教育コーディネーター¹³を中心とした校内体制の強化を図る必要があります。

また、小・中学校及び都立高校等においては、個々の児童・生徒への指導・支援や合理的配慮の適切な提供方法等について、特別支援学校が担うセンター的機能も活用し、実践を重ねていくことが望まれます。その際には、通常の学級において個別な配慮を必要とする児童・生徒について、きめ細かく把握し、対応していく必要があります。小・中学校や都立高校等と特別支援学校との学校間の交流活動や共同学習のみならず、特別支援学級と通常の学級との交流及び共同学習を一層充実させていくことも重要です。さらには、こうした取組への協力を得るために、保護者や地域の人々に対して、共生社会の実現に向けた理解促進に資する取組を積極的に行っていくことが求められます。

¹³ 学校内の関係者や福祉・医療等の関係機関との連絡調整及び保護者に対する学校の窓口として、学校内における特別支援教育に関するコーディネーター的な役割を担う者

5 第二次実施計画における施策の体系

施策の方向性	施策	取組分野	第二次実施計画における個別事業
I 特別支援学校における特別支援教育の充実	1 主体的・積極的な社会参画に向けた個に応じた指導・支援の充実	(1) 障害の種類と程度に応じた指導・支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ① 個別指導計画の評価を活用した教育課程の充実[P. 34] ② 準ずる教育課程の教育内容・方法の充実[P. 35] ③ 自立活動を主とする教育課程の充実[P. 37] ④ 国際理解教育の充実[P. 37] ⑤ 言語活動及び読書活動の充実[P. 38] ⑥ 学習指導要領を踏まえたプログラミング教育の推進[P. 39] ⑦ 視覚障害教育と聴覚障害教育におけるデジタルを活用した教育の充実[P. 39] ⑧ 知的障害教育における教育課程の充実[P. 40] ⑨ 知的障害のある児童・生徒の学習支援アセスメント（特別支援学校版）の開発[P. 40] ⑩ 知的障害の状況や程度に応じた指導の在り方の研究[P. 41] ⑪ 病弱教育におけるデジタルを活用した教育の充実[P. 42]
		(2) 自らの望む将来を実現するためのキャリア教育等の充実	<ul style="list-style-type: none"> ① キャリア教育の充実[P. 46] ② 職業教育の充実[P. 47] ③ 進学指導の充実[P. 48]
	2 多様な教育ニーズに応える特色ある学校づくりの推進	(1) 都立特別支援学校の規模と配置の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ① 視覚障害特別支援学校及び聴覚障害特別支援学校の適正な規模と配置[P. 50] ② 知的障害特別支援学校の適正な規模と配置[P. 51] ③ 肢体不自由特別支援学校及び病弱特別支援学校の適正な規模と配置[P. 53] ④ 施設整備計画[P. 54]
		(2) 多様な教育ニーズに即した特色ある教育活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ① 複数の障害教育部門を併置する学校の特色を活かした教育活動の展開[P. 58] ② 視覚障害や聴覚障害のある乳幼児への早期からの適切な支援[P. 58] ③ 職能開発科の設置の推進[P. 59] ④ 八丈町における特別支援学校の分教室の設置[P. 61]
		(3) 様々な分野の専門家を活用した指導・支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ① 専門家を活用した自立活動の充実[P. 63] ② 教員と学校介護職員の協働による指導体制の確立[P. 63] ③ 将来の自立と社会参加を見据えた専門性の高い指導の実施[P. 64] ④ スクールカウンセラー等の活用による教育相談の充実[P. 64]
	3 質の高い教育を支える教育環境の整備・充実	(1) 都立特別支援学校の施設設備の充実	<ul style="list-style-type: none"> ① 施設整備標準に基づく施設整備[P. 67] ② 省エネ・再エネの推進[P. 69] ③ 障害者スポーツの振興に向けた施設設備の充実[P. 70] ④ 老朽校舎の改築・大規模改修[P. 70]
		(2) 特別支援教育を推進する教育諸条件の整備	<ul style="list-style-type: none"> ① 児童・生徒の通学環境の改善(スクールバスの充実)[P. 72] ② 医療的ケア児への支援の充実[P. 72] ③ 副籍制度の充実による交流活動の推進[P. 78] ④ 寄宿舎の適正な規模と配置及び施設の有効活用[P. 79]

施策の方向性	施策	取組分野	第二次実施計画における個別事業
Ⅱ 小学校、中学校及び都立高校等における特別支援教育の充実	1 小学校、中学校における特別支援教育の充実	(1)小学校、中学校における個に応じた指導・支援の充実と教育環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ① 知的障害特別支援学級の指導内容・方法の充実[P. 82] ② 知的障害のある児童・生徒の学習支援アセスメント（特別支援学級版）の開発[P. 83] ③ 知的障害特別支援学級の専門性向上に向けた支援[P. 84] ④ 学校生活支援シート及び個別指導計画に基づく指導と支援の充実[P. 84] ⑤ 特別支援学校のセンター的機能を生かした視覚障害・聴覚障害のある児童・生徒への支援[P. 85] ⑥ 副籍制度の充実による交流活動の推進[P. 85] ⑦ 学校におけるインクルージョンに関する実践的研究[P. 86] ⑧ 区市町村における早期連携・早期支援のための体制整備への支援[P. 87]
		(2)小学校、中学校における発達障害教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ① 特別支援教室の円滑な運営[P. 89] ② 特別支援教室の指導内容・方法の研究・開発[P. 91] ③ 発達障害のある児童・生徒が在籍学級で安心して過ごせる体制の充実[P. 93] ④ 自閉症・情緒障害特別支援学級（固定学級）の充実に向けた支援[P. 93]
	2 都立高校等における特別支援教育の充実	(1)都立高校等における個に応じた指導・支援の充実と教育環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ① 学校生活支援シート及び個別指導計画に基づく指導と支援の充実[P. 96] ② 都立高校等に在籍する障害のある生徒への適切な支援の実施[P. 96] ③ 進路指導の充実[P. 97] ④ 特別支援教育コーディネーター研修の充実[P. 97] ⑤ 島しょ地域の教員の専門性向上への支援[P. 97]
		(2)都立高校等における発達障害教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ① 通級による指導の充実[P. 99] ② 通級による指導の指導内容の充実[P. 100] ③ 学校外で実施するコミュニケーションアシスト講座の実施[P. 101] ④ 心理の専門家による相談支援体制の整備[P. 102] ⑤ 障害の状態に応じた進学・就労支援の充実[P. 103] ⑥ 発達障害教育に対する教員の理解推進[P. 103] ⑦ 都立高等学校等発達障害支援研究協議会の実施[P. 103]

施策の方向性	施策	取組分野	第二次実施計画における個別事業
Ⅲ 変化・進展する社会に対応した特別支援教育の推進	1 デジタルを活用した教育活動の展開	(1) デジタルを活用した教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ① 自立と社会参加を見据えた情報教育の充実[P. 109] ② デジタルを活用した指導内容・方法の研究・開発[P. 109] ③ 学習指導要領を踏まえたプログラミング教育の推進[P. 111] ④ 準ずる教育課程におけるデジタルを活用した他校との共同学習[P. 111] ⑤ 高等部における一人1台端末を用いた指導内容・方法の開発[P. 112] ⑥ 聴覚障害教育における進学指導へのデジタル機器の活用[P. 112] ⑦ 知的障害の程度が重い児童・生徒のデジタル活用場面の拡大[P. 112]
		(2) デジタルを活用した教育を推進するための環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ① TOKYOスマート・スクール・プロジェクトの推進[P. 115] ② 聴覚障害教育における情報保障のデジタル化の推進[P. 116] ③ 病弱教育におけるデジタルを活用した教育の充実[P. 116]
	2 変化する社会において自立して生きるための力の育成	(1) 幼児・児童・生徒の安全確保に向けた防災教育等の推進	<ul style="list-style-type: none"> ① 特別支援学校における安全・防災に関する指導の充実[P. 118] ② 特別支援学校における宿泊防災訓練の充実[P. 119] ③ コロナ禍を踏まえた感染症対策の徹底[P. 119]
		(2) 責任ある個人として主体的に生きるための力の育成	<ul style="list-style-type: none"> ① 特別支援学校における主権者教育・消費者教育の充実[P. 121] ② 特別支援学校の児童・生徒の健全育成の充実[P. 122] ③ 社会の課題に対応した教育活動の展開[P. 123]
	3 豊かな心と健やかな体を育むためのスポーツ・芸術教育等の推進	(1) 障害者スポーツを通じた教育活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ① 特別支援学校におけるスポーツ教育推進事業[P. 125] ② 体力・競技力向上に向けた部活動の振興[P. 126] ③ 障害者スポーツの競技機会の拡充[P. 127] ④ 障害者スポーツの振興に向けた施設設備の充実[P. 127] ⑤ 特別支援教育の理解促進に向けた障害者スポーツを通じた交流の推進[P. 127]
		(2) 芸術教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ① 芸術系大学等と連携した芸術教育の推進[P. 130] ② 芸術・文化に専門的な知見・技術を有する指導員を活用した部活動振興[P. 131] ③ 東京都特別支援学校総合文化祭等の開催[P. 132]

施策の方向性	施策	取組分野	第二次実施計画における個別事業
IV 特別支援教育を推進する体制の整備・充実	1 専門性の高い教員の確保・育成	(1) 大学等と連携した質の高い人材の養成・確保と教員の柔軟な配置	<ul style="list-style-type: none"> ① 東京教師養成塾を活用した人材養成[P. 136] ② 教員養成系大学等との連携による特別支援教育の推進[P. 136] ③ 特別支援学校教諭免許状の取得等による専門性の向上[P. 137] ④ 特別支援学校教諭免許状保有者の積極的な活用等[P. 139] ⑤ 異校種期限付異動による専門性の向上[P. 140] ⑥ 短期人事交流による専門性の向上[P. 141] ⑦ 特別支援学級での勤務経験を活用する異動の実施[P. 141]
		(2) 専門性の向上に向けた研修等の充実	<ul style="list-style-type: none"> ① 指導教諭を活用した教員全体の専門性の向上[P. 144] ② 特別支援教育に関する研修の充実[P. 145] ③ 島しょ地域の教員の専門性向上への支援[P. 146] ④ 知的障害特別支援学級の専門性向上に向けた支援[P. 147] ⑤ 区市町村教育委員会の特別支援教育担当指導主事及び特別支援学級設置校管理職の専門性向上への支援[P. 147]
	2 学校や区市町村に対する総合的な支援体制の充実	(1) 特別支援教育の充実に向けた学校経営力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ① 働き方改革の推進による学校教育の質の維持向上[P. 149] ② 特別支援学校における学校経営診断の実施による学校経営支援[P. 149] ③ 東京都学校経営支援センターによる支援[P. 150]
		(2) 特別支援教育に関する多様な支援機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> ① 特別支援学校のセンター的機能を生かした地域等への支援[P. 152] ② 都教育委員会の指導主事等の派遣による支援[P. 152] ③ 東京学校支援機構（TEPRO）による学校への多角的な支援[P. 153] ④ 合理的配慮の適切な提供に向けた支援[P. 154] ⑤ 発達障害教育に関する教員等への支援[P. 155] ⑥ 教員による特別支援教育に係る研究活動の活性化[P. 155]
		(3) 特別支援教育に関する就学相談及び教育相談等の機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> ① 就学相談の機能充実[P. 157] ② 東京都教育相談センターにおける相談の充実[P. 161]
	3 関係機関等との連携強化及び特別支援教育の理解促進	(1) 一貫した指導・支援の充実に向けた関係機関等との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ① 就労支援（企業開拓）チームによる企業開拓[P. 163] ② 企業向けセミナー等の開催[P. 164] ③ 民間等の活用による企業開拓[P. 164] ④ 特別支援学校卒業生の職場定着支援[P. 165] ⑤ 学校と地域とのつながりの強化[P. 166]
		(2) 共生社会の実現に向けた特別支援教育の理解促進	<ul style="list-style-type: none"> ① 特別支援学校の授業公開や公開講座等の実施を通じた理解促進[P. 168] ② 特別支援学校と地域の小学校、中学校、高校等との学校間交流及び共同学習[P. 169] ③ 都民の理解の促進[P. 169]